医政発第 0327039 号 平成 21 年 3 月 27 日 一部改正 医政発 第 号 平成 年 月 日

地域医療対策事業実施要綱

第 1	医療連携体制推進事業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1
第 2	医師派遣等推進事業 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	2
第 3	地域医療支援センター	運	営	事	業						•	•			Р	3

第1 医療連携体制推進事業

1. 目的

本事業は、主要な事業(がん対策、脳卒中対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策、周産期医療対策、小児救急医療を含む小児医療対策など)ごとの医療連携提供体制を構築することを目的とするとともに、医療従事者と患者・家族等地域住民の相互理解による信頼関係の構築を図る。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。

3. 実施地域

本事業の実施地域については、従来の二次医療圏にしばられるものではなく、1で 掲げている主要な事業ごとに完結する地域とする。

4. 事業内容

都道府県は、主要な事業ごとの医療連携体制を構築するために必要な下記の事業を行うものとする。

- (1) 各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業 急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスが切れ目な く提供するための事業
 - ア 主要な事業ごとの具体的な治療連携計画による機能分担
 - イ かかりつけ医相談窓口の設置
 - ウ 医療連携窓口の設置
 - エ 住民向けの受診のあり方等に関する啓発、IT (ホームページ、携帯電話等)等の活用による情報提供
 - オ IT (電子メール、ホームページ、電子カルテ)等の活用による診療連携
 - カ 医療機関診療機能データベースの作成、医療機能や医療提供体制の分析・評価

- キ 乳幼児の保護者等に対する小児の急病時の対応方法等についての講習 会の実施及びガイドブックの作成・配布
- ク セミオープンシステムの導入
- ケ 救急医療の向上のための情報収集・分析・評価
- コ 医療従事者と患者・家族等地域住民との対話集会・懇談会の開催
- サ その他 その他
- (2) 地域の医療従事者などの人材養成に向けての事業
 - ア 医療従事者向けの研修会の実施
 - イ 合同症例検討会の実施
 - ウ その他

5. 協議会の設置

- (1) この事業の円滑な推進を図るため、事業実施地域ごとに医療連携体制協議会を設置し、医療計画と整合性のある運営に努めるものとする。
- (2) 医療連携体制協議会の構成は、住民、診療に関与する者、保健事業を実施する者、介護サービス事業者、地域医師会、都道府県、保健所、市町村等に所属するものから構成するものとする。

6. 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、 厚生労働大臣が定める「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に基づき、 事業内容を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。

7. その他

- (1) 都道府県は、この事業を実施するにあたり都道府県医師会と協議を行う ものとし、地域医師会等の協力を得て、実施するものとする。
- (2) 都道府県は、別に定めるところにより、事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

第2 医師派遣等推進事業

1. 目的

本事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域に対し、都道府県が医療対策協議会における議論を踏まえて決定した医師派遣等(国が派遣の決定を行うものを含む。)にかかる経費を助成することにより、円滑に医師派遣等が実施される体制を構築し、もって地域における医療の確保を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者とする。

3. 補助基準

次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 都道府県(医療対策協議会)において、該当地域の医師確保対策につ

いての検討及び調整がなされ、医師派遣の決定を行う場合。

(2) 国が都道府県の要請を受けて、緊急臨時的な医師派遣の決定を行う場合。

4. 補助対象

- (1) 都道府県における医師の派遣調整等に要する経費
- (2)派遣先医療機関において、派遣される医師を受け入れるための準備に 要する経費
- (3)派遣元医療機関における医師を派遣することによる対価の一部に相当する額
- (4)派遣された医師が、派遣後に海外研修等に参加するなどの自己研鑽に 要する経費 (所属医療機関等に対する補助)
 - ア 海外研修等の範囲は以下のとおりとする。
 - (ア)派遣された医師が、当該専門領域等に関し、国際経験等を活用し 日本における地域医療の充実に期することを目的とした研修等であって厚生労働大臣が適当と認めたもの。
 - (イ) 原則として、研修期間のうち3か月以内分に係る経費を予算の範囲内で補助するものとする。
 - イ 研修等を希望する者は所属機関等を通じ都道府県に対して以下の書 類を提出すること。
 - (ア)海外研修等申請書(様式1)
 - (イ) 研修等希望者の履歴書 (様式2)
 - (ウ) 所属機関等の長の承諾書(様式3)
 - (工) 外国旅行等行程調書(様式4)
 - (オ)研修先機関からの招へい状(日本語訳を添付すること。)
 - ウ 研修等が終了した者は所属機関等を通じ都道府県に対して海外研修 等報告書(様式5)及び精算報告書(様式6)を速やかに提出すること。
- (5) ただし、「へき地保健医療対策事業について」(平成13年5月16 日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)にかかる事業は除く。

第3 地域医療支援センター運営事業

1. 目的

本事業は、都道府県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行う「地域医療支援センター」(以下、「センター」という。)を運営することにより、医師の地域偏在を解消することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業目的達成のために効果的と考えられる場合は、事業の全部又は一部を外部に委託することができるものとする。

3. 運営体制

(1) センターは、都道府県立病院内や大学病院内など各都道府県の実情に応 じ、目的達成のために最も望ましいと考えられる場所に設置するものと する。

- (2) センターには、専任医師2名、専従職員3名の配置を行うことを基本とする。なお、事業の実施状況に応じて、段階的な人員配置を行うことも可能とするが、本事業における専任医師の役割の重要性に鑑み、専任医師1名については、センター設置初年度から必ず配置するものとする。
 - (注) 専任医師:センターでの勤務が主であるが、臨床現場などで診療 などを行うことも可能とする。

専従職員:センターで専ら勤務するものであり、センター以外で の勤務は不可とする。

- (3) センターに配置する専任医師は、地域医療の実情を踏まえ、地域医療に 従事する医師からの相談などに適切に対応することや地域医療機関を活 用した研修プログラムの作成、大学や地域医療機関との調整などの業務 を担うために必要な知識・経験を有すること。
- (4) センターは、他の都道府県に設置されるセンターと連携・協力すること で事業効果を高めるものとする。

4. 事業の内容

センターは、医師の地域偏在解消のために必要な次の5つの事業を行うものとする。

(1) 医師不足状況等の把握・分析

必要医師数実態調査の活用や各医療機関へのヒアリングを行うことなどにより、都道府県内の医師不足の状況を医療機関レベルで詳細に把握・分析する。また、地域医療を志向する医師の情報収集や蓄積を行う。

(2) 医師不足病院の支援

把握・分析した情報に基づき、また、医療計画を踏まえ、優先的に支援すべき地域医療機関や診療科などを判断するとともに、地域枠医師やセンター自らが把握した地域医療を志向する医師などを活用し、大学との調整を行いながら、医師のキャリア形成支援と一体的に、医師不足病院の医師確保を支援する。

また、医師を受け入れる医師不足病院に対し、医師が意欲を持って着任できるよう環境整備の実施など必要な助言などを行うとともに、公的補助金の配分、交付先決定に際しては、環境整備の観点から必要な意見を述べることができるものとする。

(3) 医師のキャリア形成支援

地域医療に従事する医師のキャリア形成上の不安を解消するための、次の取組などを行う。

ア 面談等を通じた医師本人の意向の把握

イ 地域の医師不足病院と県内中核病院などとの間をローテーションしなが らスキルアップしていくなどのキャリア形成モデルの提示とその実施

- ウ 地域医療に従事した経験のある医師などを指導医として計画的に養成することによる、地域の医療機関を活用した研修体制の整備
- エ キャリアに応じた中核病院などでの研修や学会への出席など最新の医療 に触れられる機会の提供
- (4) 情報発信と相談への対応

ホームページを通じ医師の求人・求職情報や県内医師確保対策などに係る情報を発信するとともに、県内外の医師、医学生、高校生などからの相談に対応する。

(5) 地域医療関係者との協力関係の構築

センターは、地域の医療関係者間の合意の下で効果的・効率的に運営されるよう、医療法第30条の12第1項の規定に基づく地域医療対策協議会に参加し、必要な意見調整などを行う。

また、センターと大学、関係医療機関、医師会、市町村、保健所等を含む行政機関などとの間で円滑なコミュニケーションが図られるよう、これら関係者からなる常設の「地域医療支援センター運営委員会」(以下、「運営委員会」という。「6. 運営委員会」参照)を設置する。

センターは、以上の5つの事業を実施することを基本とするが、医師の地域偏在解消のために効果的と考えられる場合は、各事業毎の具体的な実施の内容や方法について各都道府県の判断により決定できることとし、また、5つの事業以外の事業であっても実施することができるものとする。

5. 運営委員会

- (1) センターの運営が、地域の医療関係者の合意の下、設置の趣旨に沿って 効果的に行われるようにするため、常設の運営委員会を設置する。
- (2) 運営委員会は、大学、関係医療機関、医師会、市町村、保健所などの代表者等により構成するものとする。
- (3) 運営委員会は、随時必要な連絡・調整を行うことにより、センターの円滑で機動的な運営に努めることとする。
- (4) 運営委員会の主な業務は、以下のとおりである。
 - ①医師の地域偏在を解消するに当たっての問題意識や情報などの地域医療関係者間による共有
 - ②センターの運営方針及び業務内容の検討
 - ③医師のキャリア形成支援のための有効な方策の検討
 - ④その他センターの業務に関する重要事項の検討

6. 経費の負担

都道府県が「4. 事業の内容」に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、事業内容を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。

7. その他

都道府県は、別に定めるところにより、事業の実施状況等を厚生労働大臣 に報告するものとする。

産科医療確保事業実施要綱

第1 産科医等育成・確保支援事業

1 目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所(以下「分娩施設」という。)及び産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜 財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国 社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他 厚生労働大臣が認める者とする。

3 対象施設

(1) 産科医等確保支援事業

以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断 し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

ア 就業規則及びこれに類するもの(雇用契約等)において、分娩を取り扱う 産科・産婦人科医師及び助産師(以下「産科医等」という。)に対して、分 娩取扱件数に応じて支給される手当(分娩手当等)について明記している分 娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会 計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給につい て、雇用契約等に明記しているなど、各都道府県知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

イ 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用(分娩(管理・介助)料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。) として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること。(当該年度の正常分娩の金額を適用する。)

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

(2) 産科医等育成支援事業

以下の要件をすべて満たし、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

- ア 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者(以下「産科専攻医」という。)を受け入れている医療機関(社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等)であること。
- イ 就業規則、または雇用契約等において、産科専攻医の処遇改善を目的とした手当(研修医手当等)の支給について明記している医療機関であること。

4 事業内容

- (1) 産科医等確保支援事業 地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給すること。
- (2) 産科医等育成支援事業

臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し研修 医手当等を支給すること。

第2 産科医療機関確保事業等

1 目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う医療機関(以下「産科医療機関」という。) が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を実施することに より、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜 財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国 社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他 厚生労働大臣が認める者とする。

3 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

- (1) 当該年度において分娩を取り扱うこと。
- (2) 所在する地域が以下のいずれかに該当すること。

ア 前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩 を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏

- イ 次に掲げる地域で、かつ、他に産科医療機関のない離島
- (ア) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島 振興対策実施地域として指定された「離島の地域」
- (イ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規 定する「奄美群島(鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域)」
- (ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1 項に規定する「小笠原諸島」
- (エ) 沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号) 第3条第3号に規定する「離島」
- (3) 最寄りの他の産科医療機関まで通常の交通機関を利用して(通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で)概ね1時間以上を要すること。

- (4) 前年度の分娩取扱件数が概ね360件以下であること。
- (5) 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- (6) 分娩費用が原則として健康保険法(大正11年法律第70号)第101条に 規定する出産育児一時金の金額相当又はそれ以上であること。
- (7) 各都道府県において策定した集約化・重点化計画との整合性が確保されること。

4 整備基準

(1) 施設

産科医療機関として必要な分娩室、病室等又は遠隔地からの妊産婦及びその 家族のための宿泊施設を設けるものとする。

(2) 設備

産科医療機関として必要な分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等を整えるものとする。

医療機関アクセス支援車整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、医療機関又は診療科の廃止等に伴い、医療機関へのアクセスが困難となる地域から医療機関の所在する地域へ車を定期的に運行し、患者の医療機関へのアクセスを確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

3 整備基準

整備に当たっては、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 医療機関又は診療科の廃止等に伴い、受診する必要のある診療科を有する医療機関までに要する時間が増加し、通常の交通機関を利用して(交通機関を利用できない地域にあっては徒歩で)概ね1時間以上を要する地域から医療機関までのアクセスを確保するためのものであること。
- (2) 専ら医療機関を利用する必要がある患者及びその付き添い等を行う必要がある家族を利用者とすること。
- (3) 運行に当たっては、利用者により適正な費用負担が行われること。